最終更新：2026 年 12 月 1 日

ソラカメ専用セルラーパック利用規約

このソラカメ専用セルラーパック利用規約（以下「この規約」といいます。）には、株式会社ソラコム（以下「当社」といいます。）が Soracom Cloud Camera Services「ソラカメ」に付属するものとして提供するソラカメ専用セルラーパック（第 4 条に定義します。以下「セルラーパック」といいます。）の提供条件及び当社と契約者又は申込者（第 4 条に定義します。）との間の権利義務関係が定められています。セルラーパックの利用に際しては、この規約の全文をお読みいただいたうえでこの規約に同意していただく必要があります。なお、Soracom Cloud Camera Services「ソラカメ」自体の提供条件は Soracom Cloud Camera Services「ソラカメ」利用規約をご確認ください。

第1章 **総則**

（規約の適用）

第1条　当社は、この規約に基づきセルラーパックを提供します。

（規約の変更）

第2条　当社は、合理的と認められる範囲でこの規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

2　当社は、この規約を変更する場合は、変更後の規約の内容及びその効力発生時期について、当社のウェブサイトに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のウェブサイトに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

（規約の掲示）

第3条　当社は、この規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するウェブサイトに掲示します。

（用語の定義）

第4条　この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
「ソラカメ専用セルラーパック」又は「セルラーパック」	ソラカメセルラー回線と当社が指定する無線機器（指定端末）との組み合わせより成るパッケージ
ソラカメセルラー回線	WiMAX 2+/WiMAX +5G 方式 (BWA アクセス)、LTE 方式による UQ コミュニケーションズ株式会社の卸電気通信役務を利用して、当社が Soracom Cloud Camera Services「ソラカメ」に付属するものとして提供する、高速モバイル通信回線
指定端末	セルラーパックに包含される、当社が指定する無線機器
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、ソラカメセルラー回線に係る契約に基づいて使用されるもの

無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備 (UQ 社が設置するものに限ります。以下「WiMAX2 +基地局設備」といいます。) (2) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則 (昭和 63 年郵政省令第 46 号)に定める第五世代移動通信システムによるもの (UQ 社提携事業者が設置するものに限ります。) (3)　無線設備規則第 49 条の 29 の 2 に定める条件に適合する無線基地局設備 (UQ 社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G 基地局設備」といいます。) (4) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九 - 四世代移動通信システムによるもの (UQ 社提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE 基地局設備」といいます。)
UQ 社	UQ コミュニケーションズ株式会社
UQ 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
基本契約	この規約に基づき当社からセルラーパックの提供を受ける資格を得るための契約
料金契約	基本契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
契約者	当社と基本契約を締結している者
申込者	当社に対し、基本契約の締結を申込む者
SIM	Subscriber Identity Module。電話番号その他の情報を記憶して、無線機器に装着し、又は組みこんで使用するＩＣチップであって、セルラーパックの提供のために当社が契約者に貸与するもの

提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（UQ 通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は契約者がその契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
料金月	各暦月 1 日の日本時間午前 9 時から翌暦月 1 日の午前 8 時 59 分までの期間
UQ 社提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
セッション	UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
グローバル IP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレス
プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
WiMAX2+通信	WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者信回線により行われる通信
5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
LTE 通信	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、UQ 社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基

	づいて、UQ 社が定める料金

第2章　ソラカメセルラー回線の通信の種類

（ソラカメセルラー回線の通信の種類）

第5条　ソラカメセルラー回線において用いられる通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
第 1 種通信サービス（L11 対応回線）	当社が無線基地局設備と契約者の無線機器（当社より別段の意思表示のない限り、Speed Wi-Fi HOME 5G L11 に限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供する通信サービス
第 2 種通信サービス（L13 以降対応回線）	当社が無線基地局設備と契約者の無線機器（5G SA(スタンドアローン) による通信を利用可能な SIM を挿入している機器であって、当社より別段の意思表示のない限り、Speed Wi-Fi HOME 5G L13 もしくは当社が指定するその後継機種に限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供する通信サービス

2　契約者は、前項の通信サービスの種類の変更を請求することはできません。

（ソラカメセルラー回線の通信モード）

第6条　ソラカメセルラー回線の通信サービスには、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。)が存在します。しかし、プラスエリアモードは「ソラカメ」を使うために適切ではないため、契約者は専らスタンダードモードを使用するものとし、プラスエリアモードを選択してはならないものとします。契約者がプラスエリアモードを選択してしまった場合は、契約者は、それにより当社が UQ 社に対し支払わなければならなくなった費用を別途当社が請求するところに従い支払うものとします。

通信モード	利用可能な通信
スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めたウェブサイトは次のとおりです。 https://www.uqwimax.jp/wimax/area/	

第3章　基本契約

（基本契約の単位）

第7条　当社は、基本契約に係る１の申込みごとに１の基本契約を締結します。この場合、契約者は、１の基本契約につき１の法人又は自然人に限ります。

（基本契約申込みの方法）

第8条　基本契約の申込みは、当社所定のオンラインサインアップにより行うものとします。

2　前項の場合において、申込者は、その申込みと併せて、その基本契約に属する料金契約の申込み及び第 26 条に定める指定端末の購入の申込みを行うものとします。

（基本契約申込みの承諾）

第9条　当社は、基本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3　前二項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。当社が基本契約の申込みを承諾しなかった場合、特段の事情のない限り、基本契約に属する料金契約の申込み及び第 26 条に定める指定端末の購入の申込みも承諾されなかったものとします。

(1)　申込者がこの規約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき

(2)　申込者に対するセルラーパックの提供により、当社、UQ 社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき

(3)　申込者に対するセルラーパックの提供により、当社、UQ 社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。

(4)　申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。

(5)　当社、当社の子会社又は UQ 社が、申込者の責に帰すべき事由により申込者との契約を解除したことがあるとき。

(6)　申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。

(7)　申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。

(8)　申込者がセルラーパックを適切に利用する意思が無いと当社が認めたとき。

(9)　契約申込書その他の書類に不備があるとき。

(10)　申込者の年齢が満 13 歳未満であるとき（満 12 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。)。

(11)　基本契約の申込みをした者が、ソラカメセルラー回線、SORACOM Air サービス、Soracom Mobile その他当社又は当社の子会社が提供する電気通信サービスにつき、各契約約款、規約類の利用停止に係る規定に基づき、当該サービスの利用を停止されたことがあるとき。

(12)　申込者が第 62 条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

(13)　申込者が第 63 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(14)　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（アカウント）

第10条　セルラーパックを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下、「ソラコムアカウント」といいます。)を作成しなければなりません。本規約で明示的に認められている場合を除き、契約者は一つの電子メールアドレスにつき、一つのソラコムアカウントのみ作成することができます。

2 当社は、契約者に対し、前項に基づき作成されるソラコムアカウントに当社が提供するシステムにログインするための ID であるログイン ID(以下、「本ログイン ID」といいます。)及びログインパスワード(以下、「本ログインパスワード」といいます。)を付与します。

3 契約者は、自己の責任において本ログイン ID 及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログイン ID 及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、契約者は、ソラコムアカウントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はソラコムアカウント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。

4 契約者は、自らのソラコムアカウントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が契約者、契約者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとします。また、かかるソラコムアカウントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、契約者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとます。

（契約者回線の追加）

第11条　契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、基本契約に基づき料金契約の申込みを行うものとします。

（当社から行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更の届出）

第12条　当社は、この規約に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。)を行う必要がある場合であって、書面、電磁的方法その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。)に基づいて行います。

2　契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に対し通知するものとします。

3　当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示するよう契約者に求めることができ、契約者はその求めに従って当該書類を提出するものとします。

4　契約者は、第２項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意するものとします。

5　契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

6　前二項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害につき責任を負わないものとします。

7　当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この規約の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（契約者の地位の承継）

第13条　契約者は、本条に定める場合を除き、セルラーパックの提供を受ける権利、基本契約上の地位その他この規約に関する権利義務を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。

2　相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。

3　前項の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。

4　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

5　契約者は、第１項の届出を怠った場合には、前条第３項から第６項の規定に準じて取り扱うことに同意するものとします。

（契約者が行う基本契約の解除）

第14条　契約者は、基本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知するものとします。

（当社が行う基本契約の解除）

第15条　当社は、第37条（利用停止）の規定によりソラカメセルラー回線の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その基本契約を解除することがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第37条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ソラカメセルラー回線の利用停止をしないでその基本契約を解除することがあります。

3　前二項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその基本契約を解除することができます。

4　当社は、第１項又は第２項の規定により、その基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

5　当社は、第１項から第３項の規定によるほか、契約者の死亡について、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて届出が行われ、当社がその事実を確認した場合であって、以後その基本契約に係るソラカメセルラー回線が利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその基本契約を解除するものとします。

（基本契約の終了）

第16条　基本契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第4章　**料金契約**

（料金契約の単位）

第17条　当社は、１の申込みごとに１の料金契約を締結します。

（料金契約申込みの方法）

第18条　料金契約の申込みは、当社所定のオンラインによる方法で行うものとします。

2　料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する基本契約（以下「所属基本契約」といいます。)を指定するものとします。この場合において、基本契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に基本契約の申込みを行うものとします。

（料金契約申込みの承諾）

第19条　当社は、料金契約の申込みがあったときは、第９条（基本契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第20条　契約者は、料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。

（契約者が行う料金契約の解除）

第21条　契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知するものとします。

（当社が行う料金契約の解除）

第22条　当社は、第 37 条（利用停止）の規定によりソラカメセルラー回線の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 37 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ソラカメセルラー回線の利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3　前二項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4　当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）

第23条　料金契約は、その所属基本契約の解除があったときは、その所属基本契約の解除と同時に終了するものとします。

第5章　**オプション機能**

（オプション機能の提供）

第24条　第 1 種通信サービス（L11 対応回線）においては、第 6 条に規定するプラスエリアモードのほか、グローバル IP アドレスオプションが技術的に選択可能です。しかしながら、契約者はグローバル IP アドレスオプションを利用してはならないものとします。契約者がグローバル IP アドレスオプションを利用した場合は、当社は、それにより当社が UQ 社に対し支払わなければならなくなった費用を契約者に対して別途請求することができるものとし、かかる請求があった場合、契約者は請求に従い当該費用を支払うものとします。

（ソラカメセルラー回線の利用の一時中断があった場合の取扱い）

第25条　当社は、ソラカメセルラー回線の利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第6章　**無線機器**

第1節　無線機器の売買

第26条　契約者は、セルラーパックの利用を申し込むにあたり、指定端末を当社より購入します。

2　指定端末の仕様については、当社ウェブサイトに定める通りとします。

3　契約者は、第 1 種通信サービス（L11 対応回線）において使用可能な無線機器と、第 2 種通信サービス（L13 以降対応回線）において使用可能な無線機器が異なり、相互に互換性がないことを認識した上で指定端末を購入するものとします。

4　指定端末に関するその他の売買条件については、当社が別に定める「物品販売規約」の条件に従います。

第2節　SIM の貸与等

（SIM の貸与）

第27条　当社は、ソラカメセルラー回線の提供に際して、契約者に対し、SIM を貸与します。この場合において、貸与する SIM の数は、1 の料金契約につき 1 とします。

2　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（電話番号その他の情報の登録等）

第28条　当社は、SIM を貸与する場合には、その SIM に電話番号その他の情報の登録等を行います。

2　当社は、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号。）別途当社が定める電気通信番号とします。

（SIMの情報消去及び破棄）

第29条　当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

(1)　そのSIMの貸与に係る料金契約の解除があったとき。

(2)　SIM変更その他の事由によりSIMを利用しなくなったとき。

2　当社からSIMの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのSIMに切り込みを入れ、これを破棄するものとします。

（SIMの管理責任）

第30条　契約者は、当社から貸与を受けているSIMを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2　契約者は、SIMの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3　当社は、契約者以外の者がSIMを利用した場合であっても、そのSIMの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4　当社は、SIMの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

（SIM暗証番号）

第31条　契約者は、当社が別に定める方法により、SIMにSIM暗証番号（そのSIMを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2　契約者は、SIM暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

第3節　無線機器の接続等

（無線機器の接続）

第32条　契約者は、契約者回線に無線機器（UQ 社及び UQ 社提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものであって、本項第１号及び第２号の表示（法改正があった場合には、改正後において趣旨を同じくする表示を含みます。以下「技適マーク」といいます。)等により当社等が無線設備規則及び端末設備等規則（以下、あわせて「端末技術基準」といいます。）に適合していることが確認できるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社にその接続の請求をするものとします。

(1)　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和５６年郵政省令第３７号）様式第７号又は第１４号の表示

(2)　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成１６年総務省令第１５号）様式第７号又は第１４号の表示

3　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1)　その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2)　その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

4　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1)　事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2)　事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

5　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

6　契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前四項の規定に準じて取り扱います。

7　契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知するものとします。

第4節　無線機器の検査等

（無線機器に異常がある場合等の検査）

第33条　当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2　契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めなければなりません。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第34条　契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社、UQ 社又は UQ 社提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行うものとします。

2　当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。

3　契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めなければなりません。

（無線機器の電波法に基づく検査）

第35条　前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第7章　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第36条　当社は、次の場合には、契約者のソラカメセルラー回線の一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1)　当社、UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。

(2)　第 40 条（通信利用の制限 - 特定機関の通信の優先）から第 42 条（通信利用の制限 - 犯罪行為、不払い等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2　当社は、前項の規定によりソラカメセルラー回線の利用を中止するときは、UQ 社又は当社のウェブサイトにあらかじめ掲示を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第37条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのソラカメセルラー回線の利用を停止することがあります。

(1)　セルラーパックの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(2)　当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3)　セルラーパックに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

(4)　第 12 条（当社から行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及び その規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(5)　契約者が当社又は当社の子会社と契約を締結している若しくは締結していた他の商品又はサービスに係る料金その他の債務に係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6)　契約者がセルラーパック又は当社もしくは当社の子会社と契約を締結している他の商品・サービスの利用において、利用に係る契約者の義務又は禁止行為等に関わる規定に違反したと当社が認めたとき。

(7)　第 33 条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社又は UQ 社の検査を受けることを拒んだとき。

(8)　第 34 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 35 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

(9)　第 62 条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

(10)　契約者が指定したクレジットカード（当社と契約者とが、第三者の提供する決済サービスなど別段の決済方法を用いることを別途合意した場合は当該決済方法）を使用することができなくなったとき。

第8章　**通信**

（インターネット接続サービスの利用）

第38条　契約者は、インターネット接続サービス（ソラカメセルラー回線に係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2　当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、第 11 章（損害賠償）ほか、この規約に定める範囲においてのみ責任を負うものとします。

（通信の条件）

第39条　ソラカメセルラー回線を利用できる区域については、当社の指定する UQ 社のウェブサイトに掲示されます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2　UQ 社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3　ソラカメセルラー回線に係る通信は、UQ 社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4　ソラカメセルラー回線に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5　契約者は、当社のウェブサイト等で別段の定めがある場合を除き、1 の料金契約において、同時に 2 以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

6　電波状況等により、ソラカメセルラー回線を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7　無線機器に使用される IP アドレスには、プライベート IP アドレスとグローバル IP アドレスとがあり、UQ 社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

（通信利用の制限 - 特定機関の通信の優先）

第40条　当社又はUQ社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社又はUQ社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記１の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

（通信利用の制限 - 一般的なふくそう等）

第41条　当社又はUQ社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1)　通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。

(2) UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社又は UQ 社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(3) 当社又は UQ 社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がソラカメセルラー回線の提供に支障を及ぼすおそれがあると当社又は UQ 社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(4) UQ 社又は UQ 社提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、ソラカメセルラー回線の円滑な提供のために、WiMAX+5G サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

2 当社は、その契約者回線に係る通信の 1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

区分	総量速度規制データ量
第 1 種通信サービス（L11 対応回線）	16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）
第 2 種通信サービス（L13 以降対応回線）	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）

3 累計課金対象データ量及び通信の制限については、以下の条件が適用されます。

(1) スタンダードモードによる通信に係る情報量を、前項に定める累計課金対象データ量の集計から除外します。

(2) スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。

(3) WiMAX2+基地局設備の混雑状況により WiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。

（通信利用の制限 - 犯罪行為、不払い等）

第42条　当社は、前二条の規定によるほか、当社、UQ 社又は UQ 社提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社、当社の子会社、UQ 社若しくは UQ 社提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

（通信利用の制限 - 児童ポルノアドレスリスト）

第43条　当社又は UQ 社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社又は UQ 社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章　料金等

第1節　料金

（料金）

第44条　セルラーパックの料金は、指定端末の代金並びにソラカメセルラー回線の基本使用料及び手続きに関する料金（契約事務手数料及び SIM 再発行手数料）とし、詳細は当社ウェブサイトに記載します。なお、基本使用料にはユニバーサルサービス料･電話リレーサービス料を含みます。ユニバーサルサービス料･電話リレーサービス料が値上がりする場合、又は UQ 社が MVNO 向け料金を値上げする場合には、当社はかかる値上げに対応して、基本使用料を値上げ(又は新たな利用料金を設定)することができるものとします。

第2節　料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第45条　契約者は、その料金契約に係る提供開始日が属する月の 1 日から料金契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、基本使用料の支払いを要します。ただし、この規約又は当社ウェブサイトに特段の定めのある場合は、この限りでありません。

2　前項の期間において、利用の一時中断等によりソラカメセルラー回線を利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1)　契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2)　契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3)　下表左欄に記載の事象が生じた場合において、契約者から請求があったときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、下表右欄に記載の料金を、当該契約者に対する請求額から減額します。ただし、契約者が下表左欄に記載の事象を知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

事象	契約者の請求により減額する料金
当社の責めに帰すべき事由によりその基本契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態(その基本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り、端数は切り捨てます。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

(4)　本項に別段の定めがある場合を除き、契約者は、ソラカメセルラー回線を利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第46条　契約者は、セルラーパックに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社ウェブサイトに規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

第3節　料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）

第47条　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。なお、日額で課金される料金については、当日の日本時間午前 9 時から翌日午前 8 時 59 分までの期間毎に計算します。

2　前各項の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、上記期間と異なる期間毎に料金を計算することができます。

3　契約者が通信又はセッションを開始した期間と、通信又はセッションが完了した期間が異なる場合は、当社は当社が別途定める方法により計算するものとします。

4　当社は、料金の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

5　当社は、1 料金月の料金が 50 円に満たない場合及び当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。また、全回線の解約を行った場合等で 1 料金月の料金が 50 円に満たない場合、料金を 50 円に切り上げて支払っていただくことがあります。

6　当社は、月額で定められた費用について、日割り計算はしないものとします。

7　この規約により契約者が支払いを要する料金の額は、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条により計算された支払いを要する額は、当社ウェブサイトに定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

（期限の利益喪失）

第48条　次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、この規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1)　契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2)　契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3)　契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4)　契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5)　契約者の所在が不明であるとき。

(6)　その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2　契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社に通知するものとします。

第4節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第49条　契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

（延滞利息）

第50条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第10章　**保守**

（当社の維持責任）

第51条　当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

（契約者の維持責任）

第52条　契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

2　前項の規定のほか、契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持するものとします。

（契約者の切分責任）

第53条　契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又はUQ社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に対し、当社又はUQ社の電気通信設備の調査の請求をするものとします。

（修理又は復旧）

第54条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第11章　損害賠償

（責任の制限）

第55条　当社は、料金契約に基づきソラカメセルラー回線を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その基本契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態（その基本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、その基本契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのソラカメセルラー回線に係る基本使用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3　契約者が前二項に定める損害賠償を請求する場合は、その基本契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態となったことを知った日から3ヶ月を経過する日（以下「失権日」といいます。）までに行うことを要します。失権日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その損害賠償請求権を失うものとします。

4　事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、損害の発生から直近3カ月以内に契約者が基本契約に基づいて当社に支払った金額を、責任額の上限とします。

5　当社は、セルラーパックを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前三項の規定は適用しません。

（免責）

第56条　当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2　当社は、ソラカメセルラー回線に係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第12章　契約者による第三者への提供

（再提供の前提条件）

第57条　契約者は、SORACOM パートナースペース(当社が同名にて当社ウェブサイト等で提供するプログラムを意味します。)への登録、当社が指定する契約の締結その他当社が定める手続の履行を行った場合は、セルラーパックを用いた電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして第三者(かかる第三者を、以下「契約者顧客」といいます。)に提供することができます。ただし、その場合、かかるサービスの提供に関する一切の責任は契約者が負担するものとします。

2　契約者顧客から更に他の者に対し、セルラーパックを用いた電気通信サービスを提供すること（以下「再々提供」といいます。）はできません。契約者は、契約者顧客が再々提供を行わないよう契約により義務付け、再々提供が行われないように監督する義務を負います。

3　契約者は、契約者顧客による本規約の遵守について責任を負うものとします。契約者顧客の本規約の違反は、契約者の違反とみなし、契約者は、それによって当社に生じた損害を賠償するものとします。

（利用者数等の報告）

第58条　契約者は、当社が必要とする場合は、契約者顧客との間で締結しているソラカメセルラー回線を用いた電気通信サービスに関する契約の数を、当社が定める方法により、当社に対し報告するものとします。

（商標の使用）

第59条　契約者は、第 57 条(再提供の前提条件)に従ってセルラーパックを用いた電気通信サービスを契約者顧客に提供する場合において、当社の登録商標又は商標の使用を希望するときは、当社の承諾を得るものとし、当社が別途定める条件を遵守するものとします。

（提供条件等の説明等）

第60条　契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、自らが提供する電気通信サービスに係る提供条件等の説明を行うことを要し、当社はその不遵守等に基づく一切の責任を負いません。

2　契約者は、第 57 条(再提供の前提条件)に従ってセルラーパックを用いた電気通信サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、自らの責任により、契約者顧客その他の第三者からの契約者への通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ、セルラーパックを用いた電気通信サービスに係る故障修理の請求等又はその他の苦情の受付及び対応等を行うことを要します。

第13章　雑則

（承諾の限界）

第61条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（無線事業における利用の禁止）

第62条　契約者は、この規約により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。)の用に供してはならないものとします。

（利用に係る契約者の義務）

第63条　契約者は、次のことを遵守します。

(1)　無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2)　故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)　他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でセルラーパックを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記 2 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(4)　位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則（（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。)をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2　契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

（他の電気通信事業者への通知）

第64条　契約者は、第 14 条（契約者が行う基本契約の解除）、第 15 条（当社が行う基本契約の解除）又は第 16 条（基本契約の終了）の規定に基づき基本契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（契約者に係る情報の利用）

第65条　当社は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の商品・サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、セルラーパックの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

（認定機器以外の無線機器の扱い）

第66条　契約者は、認定機器（当社が別に指定する無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

（反社会的勢力の排除）

第67条　当社及び契約者は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。）又は次のいずれかに該当する者（以下併せて「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

(1)　役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者（以下「暴力団関係者」といいます。）がいること。

(2)　暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称します。）が経営に関与していること。

(3)　暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。

(4)　暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。

(5)　反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 当社又は契約者が、相手方が第 1 項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。

3 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時基本契約及び料金契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。

(1) 第 1 項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。

(2) 第 2 項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

（分離可能性）

第68条 この規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、この規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

（合意管轄裁判所）

第69条 この規約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第70条 この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別記

1 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ　発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等に二ュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするための二ュース又は情報（広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

2 禁止行為

(1) 他人（自然人に限らず、当社、UQ 社その他の法人を含みます。以下同じとします。）の電気通信設備、サービス等の利用若しくは事業の運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

(3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

(4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(6) 他人の財産、信用、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為

(9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又は

これを勧誘する行為

(10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

(13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得するおそれのある行為

(14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

(15) その他法令又は公序良俗に違反する行為

(16) (1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

(17) セルラーパックのリバースエンジニアリング等の解析行為

(18) 本ログイン ID 及び本ログインパスワード等の認証情報の管理を怠り、又は当社の承諾なく第三者にこれを開示、貸与、共有、漏えい等をする行為